

2017年10月16日

さいたま市 市長 清水 勇人 様

さいたま市 教育長 細田真由美 様

申し入れ書

| | | |
|-----------|----|-------|
| 九条俳句訴訟 | 原告 | ■■■■■ |
| 九条俳句訴訟弁護団 | 団長 | 佐々木新一 |
| 九条俳句市民応援団 | 代表 | 武内 暁 |

去る10月13日さいたま地方裁判所第6民事部大野和明裁判長は「九条俳句不掲載損害賠償等請求訴訟」の判決を下した。

判決文はさいたま市に対して、大宮三橋公民館だよりへの「九条俳句」不掲載は、「不公正な取り扱い」で「違法である」として、原告作者への精神的苦痛を認め、損害賠償を命じたものである。

私たちはこの司法判決に基づき、さいたま市はその様々な違法、不公正を行った責任を認め、この不法状態を早急に解決すべく、その原状回復と今後の市の社会教育運営、公務員のあり方等、について改善処置を行うべきであると考えている。

それゆえここに下記3点を申し入れ回答を求める。

- 1 「九条俳句」不掲載は違法と判決がくだされたのであるから、その違法状態を速やかに解決するために、「九条俳句」をすみやかに公民館だよりに掲載すること。
- 2 さいたま市は再度このような不公正な取り扱いや違法行為が行われないよう、公民館など社会教育施設、職員のあり方などについて具体的な改善を行うこと。
- 3 上記申し入れについて10月23日までに私たちとの話しあいを持ち早急な解決を計ること

以上

連絡先 〒338-0011 さいたま市中央区新中里 1-5-19-206

九条俳句市民応援団 武内 暁 携帯 090-2173-2591 FAX048-824-5626